

議案第 5 3 号

羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 29 年 10 月 3 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

市立認定こども園及び市立幼稚園において実施する預かり保育の保育料を定めるとともに、利用者負担額等の徴収の対象施設に市立認定こども園を追加する等の所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成 26 年羽曳野市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「市長は」の次に「、市立認定こども園(羽曳野市立教育・保育施設設置条例(平成 29 年羽曳野市条例第 号。以下「設置条例」という。)第 2 条に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)」を加え、「羽曳野市立幼稚園条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 39 条)第 1 条」を「設置条例第 3 条」に、「羽曳野市立保育園条例(昭和 33 年羽曳野市条例第 90 号)第 2 条」を「設置条例第 4 条」に改める。

第 5 条を次のように改める。

(延長保育料及び預かり保育料)

第 5 条 市長は、市立認定こども園及び市立保育園において設置条例第 8 条第 1 項に規定する延長保育(以下「延長保育」という。)を受けた子どもの支給認定保護者等から別表第 1 に掲げる延長保育料を徴収する。

2 市長は、市立認定こども園及び市立幼稚園において設置条例第 8 条第 2 項に規定する預かり保育(以下「預かり保育」という。)を受けた子どもの支給認定保護者等から別表第 2 に掲げる預かり保育料を徴収する。

第 7 条第 2 項中「第 5 条第 1 項」の次に「及び第 2 項」を、「延長保育料」の次に「及び預かり保育料」を、「、延長保育」の次に「又は預かり保育」を加える。

第 8 条の見出しを「(利用者負担額等の減免)」に改め、同条中「及び延長保育料」を「並びに延長保育料及び預かり保育料」に改める。

別表備考中「同一の」の次に「市立認定こども園又は」を加え、同表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2(第 5 条関係)

預かり保育実施日	預かり保育料
月曜日から金曜日まで	1 日につき 600 円
夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日	1 日につき 1,000 円

備考 預かり保育を恒常的に利用する見込みがある場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を 1 箇月の預かり保育料とする。

- (1) 8 月 10,000 円
- (2) 8 月以外の月 6,000 円

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(利用者負担額の徴収)</p> <p>第 4 条 市長は、<u>市立認定こども園(羽曳野市立教育・保育施設設置条例(平成 29 年羽曳野市条例第 号。以下「設置条例」という。)</u>第 2 条に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)、<u>市立幼稚園(設置条例第 3 条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)</u>及び市立保育園(設置条例第 4 条に規定する保育園をいう。以下同じ。)から教育・保育を受けた子どもの支給認定保護者又は扶養義務者(以下「支給認定保護者等」という。)から、使用料として前条に定める利用者負担額を徴収する。</p>	<p>(利用者負担額の徴収)</p> <p>第 4 条 市長は、市立幼稚園(<u>羽曳野市立幼稚園条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 39 条)第 1 条</u>に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)及び市立保育園(<u>羽曳野市立保育園条例(昭和 33 年羽曳野市条例第 90 号)第 2 条</u>に規定する保育園をいう。以下同じ。)から教育・保育を受けた子どもの支給認定保護者又は扶養義務者(以下「支給認定保護者等」という。)から、使用料として前条に定める利用者負担額を徴収する。</p>
<p>2 省略</p> <p>(<u>延長保育料及び預かり保育料</u>)</p>	<p>2 省略</p> <p>(<u>延長保育料</u>)</p>
<p>第 5 条 市長は、市立認定こども園及び市立保育園において<u>設置条例第 8 条第 1 項に規定する延長保育(以下「延長保育」という。)</u>を受けた子どもの支給認定保護者等から別表第 1 に掲げる延長保育料を徴収する。</p>	<p>第 5 条 市長は、市立保育園において利用日及び利用時間帯以外の日及び時間に保育(保育必要量の範囲内のものを除く。以下「延長保育」という。)を受けた子どもの支給認定保護者等から<u>延長保育料</u>を徴収する。</p>
<p>2 市長は、市立認定こども園及び市立幼稚園において<u>設置条例第 8 条第 2 項に規定する預かり保育(以下「預かり保育」という。)</u>を受けた子どもの支給認定保護者等から別表第 2 に掲げる預かり保育料を徴収する。</p>	<p>2 <u>延長保育料の額は、別表に掲げる額とする。</u></p>
<p>第 6 条 省略</p> <p>(利用者負担額等の納入期限)</p>	<p>第 6 条 省略</p> <p>(利用者負担額等の納入期限)</p>
<p>第 7 条 1 省略</p> <p>2 第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により徴収する<u>延長保育料及び預かり保育料</u>の納入期限は、<u>延長保育又は預かり保育</u>を受けた当該月の翌月 5 日とする。</p>	<p>第 7 条 1 省略</p> <p>2 第 5 条第 1 項の規定により徴収する<u>延長保育料</u>の納入期限は、<u>延長保育</u>を受けた当該月の翌月 5 日とする。</p>
<p>3 省略</p> <p>(<u>利用者負担額等の減免</u>)</p>	<p>3 省略</p> <p>(<u>利用者負担額の減免</u>)</p>
<p>第 8 条 市長は、特別な理由があると認めるときは、利用者負担額等(第 4 条及び第 5 条の規定により市長が徴収する利用者負担額<u>並びに延長保育料及び預かり保育料</u>をいう。次条において同じ。)を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>第 8 条 市長は、特別な理由があると認めるときは、利用者負担額等(第 4 条及び第 5 条の規定により市長が徴収する利用者負担額<u>及び延長保育料</u>をいう。次条において同じ。)を減額し、又は免除することができる。</p>
<p>第 9 条・第 10 条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表第 1(第 5 条関係)</p>	<p>第 9 条・第 10 条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表(第 5 条関係)</p>

表 省略

備考 2人以上の子どもが同一の市立認定こども園又は市立保育園から保育を受けている世帯において、同一日に2人以上の子どもが延長保育を受けた場合には、次の各号に掲げる延長保育を受けた子どもの区分に応じ、当該各号に定める額をその子どもに係る延長保育料とする。

(1)～(3) 省略

別表第2(第5条関係)

<u>預かり保育実施日</u>	<u>預かり保育料</u>
<u>月曜日から金曜日</u> <u>まで</u>	<u>1日につき600円</u>
<u>夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日</u>	<u>1日につき1,000円</u>

備考 預かり保育を恒常的に利用する見込みがある場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を1箇月の預かり保育料とする。

(1) 8月 10,000円

(2) 8月以外の月 6,000円

表 省略

備考 2人以上の子どもが同一の市立保育園から保育を受けている世帯において、同一日に2人以上の子どもが延長保育を受けた場合には、次の各号に掲げる延長保育を受けた子どもの区分に応じ、当該各号に定める額をその子どもに係る延長保育料とする。

(1)～(3) 省略

